

議案第73号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

都費教職員等向けの庶務事務システム及び経費精算システムの導入に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

条例第15条第1項の規定による扶養手当に係る届出は、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、新たに扶養手当の支給を受けようとするときは別記様式第2号による扶養親族届により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは別記様式第3号による扶養親族異動届により、それぞれ行うことができる。

第20条第5項中「支給は、」の次に「庶務事務システムに記録された事項又は」を加える。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

